

土器川水系河川整備計画

報告事項

平成24年12月6日

国土交通省 四国地方整備局

再評価実施要領、細目及び対象事業について

評価別	学識経験者等から構成される委員会での審議		評価結果の事業評価監視委員会への方向		対象事業
	審議根拠	報告根拠文	審議根拠	報告根拠文	
再評価	『国土交通省所管公共事業の再評価実施要領』第4の1(4)(H23.4.1改定)	河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置づけるものとする。	『河川及びダム事業の再評価実施要領細目』第6(H22.4.1改定)	実施要領第4の1(4)又は第6の6の規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。	土器川水系河川整備計画(国管理区間) 【土器川直轄河川改修事業】

【公共事業関係費】

【河川事業】

【直轄事業】

再評価結果一覧

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針 (案)	審議結果及び意見	備考	
			貨幣換算した便益: B(億円)		費用: C (億円)						B/C
			便益の内訳及び主な根拠								
土器川直轄河川 改修事業 四国地方整備局	その他	98	1531	62	24.6	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域内には国道11号、32号等の幹線道路、鉄道等の重要な公共施設が存在するとともに、精密機器基盤用防錆剤(世界シェア50%)、防腐剤(国内シェア80%)等の企業が存在している。 ・浸水想定区域内には市役所、主要国道、JR線、病院、老人ホーム等の重要な施設が存在している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画策定に向けた第三者による意見聴取会において、治水対策の早期着手が求められている。 ・地元沿川自治体による「土器川改修期成同盟会」からも土器川改修の促進の要望があがっている。 ・各事業の設計・実施段階で、掘削土や現場発生品等の有効活用、二次製品の利用、新技術の採用等を適切に行うことによりコスト縮減に努める。 	事業 継続	<p>【平成24年2月24日 第4回 土器川流域学識者会議において審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の継続は妥当と判断された。 ・事業効果の算定方法については、全国一律の方法で検討している。 	当面実施する予定の河道改修事業 B/C=50.6	